

羽曳野市行政評価実施要綱

制 定 平成 29 年 6 月 1 日

最近改正 令和 4 年 5 月 27 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、第 6 次羽曳野市総合基本計画(以下「総合計画」という。)に基づき、まちづくりを着実に推進し、効果的かつ効率的な行財政運営を図ることを目的として、行政評価の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(評価の種類)

第 2 条 行政評価の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施策評価(総合計画の基本計画に掲げた施策ごとの現状と課題を整理するとともに、施策に係る目標指標の達成度を判定し、総合計画における次期基本計画の策定のための基礎資料として活用するものをいう。以下同じ。)
- (2) 実施計画(総合計画の基本計画に掲げた施策の方向に対する事務事業の進捗状況の把握及び基本事業の管理を行うものをいう。以下同じ。)
- (3) 事務事業評価(事務事業の対象、手段及び目的を明らかにした上で、妥当性、有効性及び効率性の観点における個別評価と指標の達成度等を総合的に評価することにより、事務事業の方向性の判定を行うものをいう。以下同じ。)

(評価の対象範囲)

第 3 条 施策評価については、総合計画に定める全ての施策を対象とする。

2 実施計画については、原則として、全ての事務事業を対象とする。

3 事務事業評価については、次に掲げる事務事業以外の事務事業を対象とする。

- (1) 臨時的な事務事業又は公共施設整備事業であって、終期が明確なもの
- (2) 市の裁量の余地が少ない義務的な事務事業
- (3) 定型的な内部事務その他の事務事業評価による効果が低いと認められる事務事業

(評価の実施時期)

第 4 条 施策評価については、総合計画における次期基本計画を策定する年度の前年度に実施するものとする。

2 実施計画及び事務事業評価については、会計年度ごとに実施するものとし、各会計

年度終了後、速やかに行うものとする。

(評価の方法)

第 5 条 行政評価は、羽曳野市事務分掌規則(平成 15 年羽曳野市規則第 4 号)及び羽曳野市教育委員会事務局処務規則(平成 15 年教育委員会規則第 2 号)に基づく室(市長公室危機管理室、市長公室政策企画室、総務部行財政経営室、保健福祉部保険健康室、保健福祉部介護予防支援室、学校教育室、生涯学習室及び世界遺産・文化財総合管理室を除く。)又は課(これらに相当する組織を含む。)ごとに自己評価を行うことにより実施するものとする。

(事務事業評価委員会の設置)

第 6 条 事務事業評価の客観性及び実効性を確保し、第 1 条に掲げる目的を達成するため、事務事業評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の所掌事項)

第 7 条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務事業評価の結果を精査し、及び意見を述べること。
- (2) 事務事業評価の推進及び運用のあり方に関すること。
- (3) その他事務事業評価に係る重要事項に関すること。

(組織)

第 8 条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 市長公室長
- (4) 総務部長
- (5) 次条の委員長が特に指定する者

(委員長)

第 9 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は行財政改革を担当する副市長をもって充てる。

3 委員長は、会務を統括する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 10 条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(招集等の特例)

第 11 条 委員長は、緊急の必要があり委員会を招集する暇がない場合、感染症の拡大防止のため委員会を招集することが適当でないと認める場合その他やむを得ない理由のある場合は、前条第 1 項の規定にかかわらず、議案の内容を記載した書面(当該内容を記録した電磁的記録を含む。)を委員に回付し、議案についての意見を求め、その結果をもって、委員会に代えることができる。

(庶務)

第 12 条 委員会の庶務は、総務部行財政経営室行財政改革推進課において行う。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(評価の結果)

第 14 条 委員会は、事務事業評価の結果について、市長に報告する。

(評価結果の活用)

第 15 条 行政評価の結果については、事務事業の改善及び見直し、総合計画の進行管理並びに予算の編成に活用するものとする。

(評価結果の公表)

第 16 条 行政評価の結果は、ウェブサイト等により速やかに公表する。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 11 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 27 日から施行する。